

事務局規程

(目的)

第1条 本規程は特定非営利活動法人多文化センターまんまるあかし(以下「法人」という。)事務局の組織及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(事務局)

第2条 法人に事務局を置く。

(職員等)

第3条 事務局には、事務局長を置く。理事は事務局長と兼任することができる。

2 事務局長は、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

(職員の職務)

第4条 法人の職員の職務は次のとおりとする。

2 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、理事長が行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

(事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事長又は理事会の決裁を経なければならない。

(代理決裁)

第7条 理事長又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない

(改廃)

第8条 本規程を改廃は、理事会の決議とする。

附則

本規程は、令和6年4月1日より実施する。(令和6年3月30日 理事会にて議決)